

## 恵那市先人顕彰拠点施設デザイン等作成業務委託 仕様書

### 1. 目的

恵那市では、旧岩村振興事務所庁舎を利活用し、郷土の先人である佐藤一斎先生を中心とする先人顕彰の拠点施設を整備することとしている。現在、地域組織からなる旧岩村振興事務所利活用検討委員会により、整備内容や運営方法について検討が進められている。

本業務では施設のイメージデザインを制作することで、地域住民はもとより、市民全体へ共通イメージの浸透を図り整備及び運営に向けた期待感の醸成を行うと共に、市外に向けて早期から新施設の PR を行い効果的な情報発信を行うことを目的とし、本業務を行う。

### 2. 委託業務名

恵那市先人顕彰拠点施設デザイン等作成業務委託

### 3. 契約期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

### 4. 対象施設

旧岩村振興事務所庁舎（現：岩村休憩所）

住所：岐阜県恵那市岩村町 545 番地 1

構造：RC造／地下1階・地上2階建

建築面積：1,805.76 m<sup>2</sup>

延床面積：3,261.28 m<sup>2</sup>

※ただし、延床面積のすべてが整備の対象になるとは限らない。

### 5. 業務内容

展示部分については今後、旧岩村振興事務所利活用検討委員会において、配置が協議されるものであるが、本業務では当該施設1階の西側部分（旧岩村振興事務所図面のエントランスホール及び事務室(1)及び客溜(南)部分に該当）を対象範囲として仮定する。

#### (1) コンセプトデザインの作成

- ・当該施設の整備後のイメージを視覚的に共有できるものとして、コンセプトデザインを作成する。
- ・作成にあたっては、旧岩村振興事務所利活用検討委員会による検討内容を十分に踏まえること。
- ・契約候補者の選定にあたって実施したプロポーザルで、提案したデザインに基づいたものでよい。

#### (2) イメージパースの作成

- ・コンセプトデザインを基にパースを作成する。数量は5カット程度とする。

- ・新施設のPRのための情報発信に利用可能なものとする。

## 6. 留意事項

### (1) 貸与資料

- ・旧岩村振興事務所図面
  - ・旧岩村振興事務所利活用検討委員会検討資料
- その他必要な資料については協議の上決定する。

### (2) 打ち合わせ協議

本業務の打ち合わせは、業務着手時、中間、成果品納入時を予定している。協議にあたっては原則対面形式とし、業務責任者が立ち会うものとする。協議の内容については速やかに記録を作成し、相互に確認の上、発注者に提出すること。

業務の進捗に応じ、別途協議が必要である場合は、随時打ち合わせ協議を設ける場合がある。

### (3) 連携協力

当該施設の利活用にあたっては、地域組織からなる旧岩村振興事務所利活用検討委員会により、整備内容や運営方法について検討が進められている。同委員会に技術的観点から助言・提案を行うこと。また、同委員会での検討内容を十分理解し、業務に反映すること。

### (4) 展示方針について

上記貸与資料の旧岩村振興事務所利活用検討委員会検討資料を十分に理解すること。現段階では、下記項目を考慮する点として挙げる。

- ・一部、実物資料の展示を想定している。観覧者が直接触れられない展示レベルの対処が必要となる。
- ・解説文や紹介文などの監修は恵那市教育委員会及び先人顕彰団体により対応が可能である。その場合、原則として受託者に費用負担は発生しない。

## 7. 成果品

本業務の成果品として以下のものを納めること。

### (1) コンセプトデザイン

- ①紙媒体 3部
- ②PDFファイル 1式

### (2) イメージパース（5カット程度）

- ①イラストレーターファイル 1式
- ②JPEGファイル 1式
- ③PDFファイル 1式

上記(1)(2)の電子データはDVD-Rに格納し納めること

## 8. 著作権等

- (1) 本業務で作成した成果物に関する一切の権利については、原則としてすべて市に帰属するものとする。
- (2) 成果品として納品したデータ等については、原則として市及び旧岩村振興事務所整備後の運営者が自由に再利用できるものとする。
- (3) 著作権・肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合には、受託者は必要な権利処理を行うものとする。なお、著作権・肖像権等に関して何らかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理すること。

## 9. その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、協議の上決定する。